

## 都市計画税の用途について

都市計画税は、地方税法第702条の規定により、都市計画法に基づいて行う都市計画事業や土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てることを目的とした目的税です。

令和元年度一般会計決算における用途状況は、次のとおりです。

(歳入)	都市計画税	618,412 千円
(歳出)	都市計画事業費等に要する経費	997,113 千円

(単位：千円)

事業区分		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	都市計画税	その他
都市計画 事業費等	街路費	394,046	160,814	144,700	0	79,304	9,228
	公園費	45,830	0	0	495	40,610	4,725
	下水道費	156,399	0	0	0	140,098	16,301
	区画整理費等	31,564	0	0	737	27,614	3,213
	公債費	369,274	0	0	0	330,786	38,488
	その他	0	0	0	0	0	0
	合計	997,113	160,814	144,700	1,232	618,412	71,955